

# 人口が九千八百人突破

## 町制施行へ加速

村の人口が平成六年一月末現在 左表のとおり九千八百人を突破し、平成八年度を日途の町制施行へ一段と加速される見込です。

横西土地区画整理組合では、平成四年十二月から宅地分譲を始めました。二百三十区画のうち、一月末現在、建築中のものを含めると四十一戸になります。

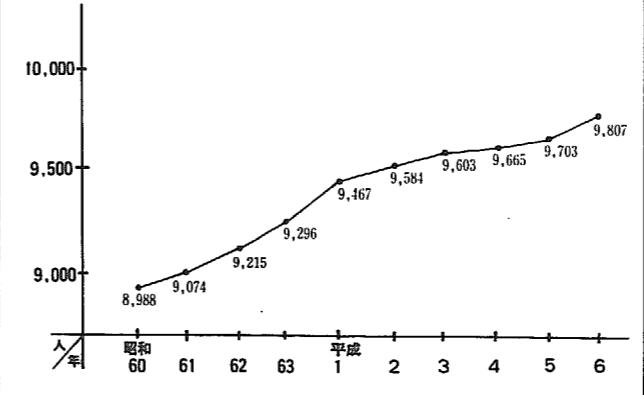
また、新潟県住宅供給公社も川根谷内地内の分譲区

画は八十九区画程あります。在建売りで分譲していますが、好評で現在三十五戸が建築中です。

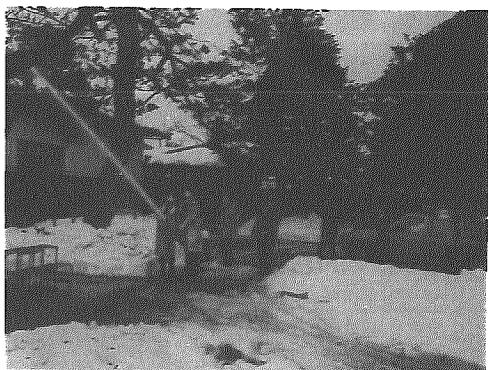
この他にも一～三年後に宅地分譲を予定しているものもありますので、人口は着実に一万人に向けて増加しています。

村では、町制施行に向けて諸条件整備を行っていく予定です。

人口動態(各年1月末日現在)



## 文化財の防災を 北方文化博物館で消防演習



このほど北方文化博物館で文化防火デーの一環として村消防団と同館職員による消防演習が行われました。

第二分団(沢海)から六名の団員が参加して、まず田中武副長の訓示があり、放水水槽や消火栓を利用し、大呂菴などの消火器等の放水訓練、次いで本館や大呂菴などの消火器等の点検を行いました。

その後、職員らが参加して消火器による消火訓練を行いました。この消防演習を通じて、同館、長瀬平太郎常務は「博物館には貴重な文化財があるので常日頃から防火体制」や「防火の心」を培っていきたい」と話されました。

村消防団第一分団(沢海)の積載車が、十五年余経過し老朽化したため、このほど新しく更新をしました。新積載車は、以前より排気量が大きくなり、団員が風雨にさらされることもなく、性能も向上しました。

日農は、県知事に対しこのほど日農横越支部(支部長 茅原新二さん)でもこれらを踏まえて、生産農家の窮状を直視し、国・県に対する適切な要請と緊急な対策を樹立されるよう次とのおり浅見村長に要請しました。

国・県に対し、減反政策の廃止又は、最低限減反選択制の採用、ペナルティ行政の中止実現に向け最大限の努力をしてほしい。他用途利用米制度について

## コメ部分開放で 村長に早急な対策を要望

ても今年度配分を受けた割当数量は全量政府米の枠に組み入れられるよう処置してほしい。

国に対し国民食糧安全確保の立場から、当面年間二百万トンのコメ備蓄が実現できるよう働きかけてほしい。

又、備蓄米の一部を加工用米に使用すべきである。新たな農業情勢を踏まえ村当局としての施策方針を示してほしい。



二月二十一日(月)に姉妹村である茨城県美浦村から、久田喜一会長をはじめ九名の商工会役員の皆さんが来村しました。

一日間に亘り、横越村商工会(谷井篤光会長)と相互の事業内容、組織、財政などの概況と今後の課題について活発な討論を行い、交流を深めました。

姉妹村 茨城県美浦村  
商工会役員が来村

3月7日(月)  
防災記念日

## 所得税の確定申告は 3月15日(火)までに



平成五年分の所得税の確定申告は、三月十五日(火)までとなっています。

申告期限終了間近になり、相談もできなかつたり

長時間お待ちいただくよう

なことにもなりかねません

ので、できるだけ早く申告して下さい。

納税は期限内に

振替納税を

平成五年分の確定申告に

よる所得税の納期限は、三

月十五日(火)です。

できるだけ早めに済ませて下さい。

また、振替納税をすでに利用されている方は、指定された預金口座の残高を確認しておいて下さい。

振替納税をまだ利用されない方は、うっかり納期限を忘れてしまうこともない振替納税が、大変便利です。是非ご利用ください。

手続きは、申告の際、振込指定期間及び口座番号を申告書に記載するのみとなります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の銀行口座による受取りが大変便利ですので是非ご利用ください。

還付金の受取りは

入指定金融機関及び口座番号を申告書に記載するのみとなります。

## 転入・転出 手続きは お早めに

毎年三月、四月は、入学、就職、転勤などで転入・転出の多い月です。

転入・転出の届出は大切

な手続きですので早めに行つて下さい。

なお、いずれの場合も印鑑を忘れずに持参して下さい。

横越村に引越してきてか

横越村手数料条例の改正により、平成6年4月1日から次のように手数料が改正されます。

区分	種類	単位	金額	摘要
身分、職業に関する証明	1件	300円		
外国人登録に関する証明	1件	300円		
印鑑登録証明	1件	300円		
証明				
土地又は建物に関する証明	1件	300円	5筆、5棟まで1件とする。これを超えるものは、1筆1棟増す毎に100円を加える。	
納税に関する証明	1件	300円		
その他の証明	1件	300円		
交付	住民票の写しの交付	1件	300円	1件は1世帯とする
	戸籍の附票の写しの交付	1件	300円	
	その他の交付	1件	300円	
閲覧	住民票の閲覧	1件	300円	
	その他の閲覧	1件	300円	
複写	公簿公図の複写	1件	100円	

平成五年分の所得税の確定申告は、三月十五日(火)までとなっています。

申告期限終了間近になり、相談もできなかつたり

長時間お待ちいただくよう

なことにもなりかねません

ので、できるだけ早く申告して下さい。

納税は期限内に

振替納税を

平成五年分の確定申告に

よる所得税の納期限は、三

月十五日(火)です。

できるだけ早めに済ませて下さい。

また、振替納税をすでに利用されている方は、指定

された預金口座の残高を確

認しておいて下さい。

振替納税をまだ利用され

ていない方は、うっかり納

期限を忘れてしまうことも

ない振替納税が、大変便利

です。是非ご利用ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の

銀行口座による受取りが大

変便利ですので是非ご利用

ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の

銀行口座による受取りが大

変便利ですので是非ご利用

ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の

銀行口座による受取りが大

変便利ですので是非ご利用

ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の

銀行口座による受取りが大

変便利ですので是非ご利用

ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の

銀行口座による受取りが大

変便利ですので是非ご利用

ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の

銀行口座による受取りが大

変便利ですので是非ご利用

ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の

銀行口座による受取りが大

変便利ですので是非ご利用

ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

還付金額の受取りに本人の

銀行口座による受取りが大

変便利ですので是非ご利用

ください。

手続きは、申告の際、振

込指定期間及び口座番号

を申告書に記載するのみ

となります。

住民税の申告と

口座振込で

還付申告をされる方は、

</div